

宜野湾市議会議員間討議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宜野湾市議会基本条例（平成28年宜野湾市条例第21号）第17条に規定する議員間討議について、必要な事項を定めるものとする。

(議員間討議の目的、場及び議題)

第2条 議員間討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間の理解を深めるとともに公開をすることによって議会としての説明責任を果たすことを目的とする。

2 議員間討議の場は、本会議及び委員会並びに宜野湾市議会会議規則第164条に規定する協議等の場とする。

3 議員間討議の議題は、議員又は市長が提出する議案及び市民等が提出する請願又は陳情とする。

4 議長又は委員長（以下「議長等」という。）は、前項の議題の他にあらかじめ会議に諮り議員間討議に付すべき政策課題を決定することができるものとする。

(開始)

第3条 議員間討議は、本会議において議長の発議又は議員の動議により、委員会においては委員長の発議又は委員の動議により開始する。

2 前項の場合において、議員間討議を発議する場合は、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 議員は、本会議において議員間討議の実施を求める場合、原則として、採決を行う日の3日前までに、議長に申し入れしなければならない。ただし、議長が必要と認める場合は、この限りではない。

4 前項の規定による申し入れを受けた議長は、議会運営委員会に諮って実施の可否を決定するものとする。

5 議員間討議は、質疑のあと討論の前に行うものとし、議員間討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

6 議長等は、議員間討議を実施する間、市長及び執行機関の長並びに説明員（以下「市長等」という。）の退席を求めるものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

(発言者等)

第4条 発言者は、議長等が指名するものとする。

- 2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。
- 3 市長等は、発言に加わらないものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

(討議時間等)

第5条 議員間討議の時間は、30分以内とするものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 発言の回数は、同一の議員又は委員につき、同一の議題について3回を超えることができないものとする。ただし、議長等の許可を得たときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、議員間討議の実施に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。